

## 『三国志』に見える「分」について

名古屋大学東洋史研究報告 四十五号 二〇二二年三月発行

東 晋 次

## はじめに

「武士の一分」や「村八分」などの日本の歴史や日本人の会話の中でも使われる「分」とは正確にはどういう意味なの

だろうか、とは常々感じてきた疑問であった。前者は中国の儒家の倫理項目に淵源する「大義名分」の「分」と類縁があるのだろうか。後者については、「村落での付き合いの禁止」を意味するのだが、それがどうして「分」の語によって表されるのか。他にも歴史学の用語として「身分」や「分限」などがある。<sup>①</sup> そういう日本の歴史の中の重要な語に「分」が含まれている例が多いとすれば、歴史的・言語的に関係の深い中国社会における「分」の位相とでも言うべき問題は面白い

に興味をそそられるところである。近頃気づいたことなので、現代中国語に「縁分」とか「情分」なる語がある。辞書には「縁、ゆかり、関係」「情愛、よしみ、義理人情」とあり、このような人間関係の心性を表す語に「分」が使われているのはなぜか、とも訝しく思ってきたのである。

以上のような「分」に関する語義的な疑問を抱いていた上に、後漢時代の士人たちの心性としての「名節」の重視についてはすでに一度論じたことがあるのだが、この「名節」と、宋代以降の儒家の間で重視される「名分」との関わりについても、未だ明確な説明ができないでいる。三国時代には「名分」はどうなっていたのか、その指し示すものは「名節」のそれとは異なるのか、そういう問題についても、『三国志』の「分」に注目して一考してみたいというのが、本稿執筆の動機である。

## 一「分」の用例

まず本節では『三国志』の中の「分」の用例を検討し、「分」の語義について考察する。なお、以下の史料引用においては、『三国志』は省略して巻数のみを示して原文を引用し（史料番号を付す）、『三国志』の日本語訳解として拠るべき『世界古典文学全集 三国志Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』（筑摩書房一九八九年完）の訳文を必要に応じて付し（原文に続いて「〔 〕」で囲み、文中では「筑摩訳」と称する）、「分」の語義の検討の参考にさせて頂くことにする。

「分」にはいろいろな意味があることは、辞書を見れば一目瞭然である。それを敢えて二つに大別すると、動詞的な「分かつ・分かれる」の系統の意味の一群。いまひとつは、名詞的な意味の「分」で、「別」や「限」の基本的なものから、「名分」「職分」などの熟語で表されるものまである。本稿では後者に着目して史料を選択することをあらかじめお断りしておく。

さて、まず最初に挙げる例である。

① 卷五二諸葛瑾傳注引江表傳「瑾之在南郡、人有密讒瑾者。……（孫）權報曰、子瑜（瑾之字）與孤從事積年、恩如骨肉……玄德（劉備）昔遣孔明至吳、孤嘗語子瑜曰、卿與孔明同產、且弟隨兄、於義爲順、何以不留孔明……子瑜答孤言、弟亮以失身於人、委質定分、義無二心。弟之不留、猶瑾之不往也」（弟の諸葛亮は、ひとたびその身を人にあずけ、礼式にのっとって君臣の固めをいたしました）以上、二心をいだく道理がございません）

君臣關係を結び（定分＝分を定める）、それに基づく忠（無二心）を示すから、この「分」は「名分」のそれと解してよい。そこに「義無二心」とあるのは、漢代以来の「君臣之義」が継承されていると考えられる。同じ江表伝にある「論天下君臣大節一定之分」（この天下における主君と臣下の間に存する大節と、おのおのが守らねばならない定まった分とが論じてあった）も同様で、君臣關係における責任や義務を表す「分」の意味であると解せられる。しかし次のような例はどうであろうか。

② 卷七臧洪傳「主人（袁紹）之於我也、年爲吾兄、分爲

篤友、道乖告去、以安君親、可謂順矣」(「ご主人と私の関係は、年齢的には兄にあたられ、身分としては親友にあたります。(したがって、ご主人が)道理にもとれば辞去して、天子と両親を安んずることは道義になつた行動と申せましよう」)

ここでの「分」を「筑摩訳」では「身分」としているが、それよりも、「篤い信頼を分かち合っている」関係とした方が日本語としてピッタリこないだろうか。袁紹と臧洪の関係は、袁紹は臧洪から「主人」と呼ばれているが、臧洪の本来の主人は広陵太守の張超(「故主故吏関係にある」)であり、究極の主君は後漢の獻帝なのである。ある事情で袁紹の指図を受けるが、臧洪は袁紹の部下ではない。その事情とは、同じ臧洪伝に、

(張) 超遣(臧) 洪詣大司馬劉虞謀、值公孫瓚之難、至河間、遇幽・冀二州交兵、使命不達。而袁紹見洪、又奇重之、與結分合好。會青州刺史焦和卒、紹使洪領青州以撫其衆。洪在州二年、羣盜奔走。紹歎其能、徙爲東郡太守、治東武陽。

とあって、袁紹の指示で刺史・太守となっていたが、臧洪の意識としては対等な関係といってよいであろう。両者の関係は臧洪からいえば「分爲篤友」、袁紹側からいえば「結分合好」である。この例からすると、「分」には交友・交際関係を示す意味も含まれているらしいことが了解されるのである。

ところで、右の袁紹と臧洪の関係を表す「分」に類似した例として、『文選』巻五六に収められている魏の曹植「王仲宣誄」に用いられた「分」がある。

吾與夫子、義貫丹青、好和琴瑟、分過友生。

とあり、小尾郊一『全釈体系本文選(七)』(集英社一九七六年)二七九頁では、「吾は夫子と、義は丹青を貫く。好は琴瑟より和し、分は友生フニイウセイに過ぐ」と訓読し、「私はあなたと、信義は丹と青のように不変であり、交わりは琴瑟よりも調和して、友人の関係を越えていた」と訳されており、「分」そのものに対する訳語は「関係」である。私流に訳すとすれば、「二人の間柄は単なる友人以上のものであった。」となる。『漢語大詞典』では、「情分」「情誼」の例としてこの曹植の文章の「分」が挙げられているから、通常の友人

関係以上の深い感情的親和性を指し示すのに「分」が使用されていると考えることもできる。なお、曹植の文章には「好」と「分」が並置されており、後の考察への参考となる。

さて、先述の臧洪伝の「分」と、この曹植「王仲宣誄」の「分」は用法を同じくすると解さざるを得ないが、人と人との関係について、きわめて深い意味合いで「分」が使用されている。表面的には「関係」の意味に解することができるが、通りいっぺんの友人や知人の関係ではない、お互いに深く信頼し合っている、互いに対して義務や責任を感じ、あるいは課題を共有したり、強い友愛の気持を抱いている関係を表現するために「分」という語が用いられているようである。実は『三国志』においてもっとも深い意味を蔵し、現代の我々にとって理解しにくいこの「分」は、それ以外の用法における「分」の意味をも包含し、「分」という一語に包摂されながら多層的に重なり、集約されて生まれきた語のよう感じられる。いまその事を確認するために、『三国志』の「分」の用例を検討してみると、その語義や用法は大体以下のように整理される。

## (1) 「関係・間柄」の分

③ 卷四・三少帝(齊王芳)紀正始八年「冬十二月、散騎常侍諫議大夫孔父奏曰、……今天下已平、君臣之分明、陛下但當不懈于位、……天下之福、臣子之願也」〔現在、天下はすでに平定され、君と臣のけじめもはっきりとしております〕

④ 卷四六孫策傳注引吳錄(孫)策母吳氏曰、(王)晟與汝父有升堂見妻之分〔孫策の母の吳氏が言った、「王晟は、おまえの父上とは奥座敷に通り妻と挨拶するような親しい関係でありました」〕

ここに分類される「分」の特徴は、『荀子』の「天人之分」にも通じる「君と臣の区別・関係」(史料③)とか、人間関係の濃密度(史料④)を示すものであろう。卷五四周瑜伝注引江表伝に「孫策令曰、周公瑾英俊異才、與孤有綏角之好、骨肉之分」とあるが、この「分」も間柄を表すものである。〔君臣の区別・関係〕の場合は単なる間柄ではなく、君は君として、臣は臣としてのあるべき在り方を要請されてい

る、という意味での義務・責任＝分がそこからうかがえる。それらが次の諸例である。

## (2) 「責任」「道義」「義務」「義理」の分

『礼記』『礼運』に「男有分、女有婦」とあり、鄭玄の注は「分猶職也」となっている。「職分」の語はここから生じてくるのであろう。<sup>③</sup>ここに分類される「分」には、いろいろな表現の仕方がある。

⑤ 卷七臧洪傳「謀計棲遲、喪忠孝之名、杖策攜背、虧交友之分。揆此二者、與其不得已、喪忠孝之名與虧交友之道、輕重殊塗、親疏異畫、故便収淚告絶」(救助の)計画が遅延すれば、忠孝の名を失うことになり、鞭をつえついで(主人のもとを)離れ去れば、交友の義理に欠けることになります。この二つのことを比較いたし、(どちらかを犠牲にするのが)やむをえないとなれば、忠孝の名を失うことと交友の道に欠けることとは、軽重まったく異なり、親疎画然と異なります。それゆえ、涙をぬぐって絶交を宣言したのです」

臧洪のこの言は、先の引用の続きで、袁紹に命ぜられた陳琳からの「諭以禍福、責以恩義」という内容の書信に応えたものである。つまり曹操に攻められた張超を救うべく「結分合好」の間柄にある袁紹に援助を要請したにもかかわらず、袁紹はそれを許さなかった。それに対して臧洪は袁紹を恨み、遂に絶交したのである。「忠孝之名」は張超に対して、「交友之分」は袁紹に対して言っているのである。「交友之分」は「交友之道」と言い換えられているから、分＝道であり、「筑摩訳」は「交友の義理」と訳出している。

⑥ 卷十五梁習傳「初、濟陰王思與(梁)習俱爲西曹令史。思因直日白事、失太祖指。太祖大怒、教召主者、將加重辟。時思近出、習代往對、已被収執矣、思乃馳還、自陳己罪、罪應受死。太祖歎習之不言、思之識分、曰何意吾軍中有二義士乎」(太祖は、梁習の人のことを言わない態度と王思の責任をわきまえた態度とに感心していった。「わが軍中に二人の義士がいようとは思いがけなかったわい」)

梁習と王思の二人の、一方が同僚をかばい、他方が自らの責任をとるべく行動して互いをかばい合った話であるが、王

思の方に「識分」とあるのは、王思に「責任」があるからである。この部分には裴松之の注があり、

臣松之以爲、・・・若使（王）思不引分、主不加怒、則所謂自經於溝瀆而莫之知也。（梁）習之死義者、豈其然哉。

となっていて、裴松之は「引分」と言い換えている。なお、裴松之の評価はともかく、この二人を曹操が「義士」と評していることに注意しておきたい。

⑦ 卷十八龐涓傳注引皇甫謐列女傳「酒泉烈女龐娥親者、・・・遂拔其刀以載（父讐李）壽頭、持詣都亭、婦罪有司。・・・時祿福長漢陽尹嘉不忍論娥親、即解印綬去官、弛法縱之。娥親曰讐塞身死、妾之明分也。治獄制刑、君之常典也。・・・娥親抗聲大言曰、枉法逃死、非妾本心。今讐人已雪、死則妾分、乞得歸法以全國體」

⑧ 卷七呂布傳注引魚氏典略「陳宮・・・及天下亂始隨太祖、後自疑、乃從呂布。・・・下邳敗、軍士執布及宮。・・・太祖笑曰、今日之事當云何。宮曰、爲臣不忠、爲子不孝、

死自分也」〔臣下としては不忠者であり、子供としては親不孝者だったのだから、殺されるのは自業自得だ〕

⑦の二箇所の「分」は同じ意味で、〔筑摩訳〕は「さだめ」と訳出する。この「分」は比較的理解しやすい。⑧の最後の一句は「死は自らの分なり」と読むのであろう。

⑨ 卷九曹爽傳注引魏末傳「曹爽」作書與宣王曰、賤子爽哀惶恐怖、無狀招禍、分受屠滅。・・・」〔悪行によって災禍を招いたので、一族皆殺しになったとて当然で「ございます」〕

⑩ 卷八公孫淵傳注引魏略「臣被服光榮、恩情未報、而以罪釁、自招譴怒、分當即戮、爲衆社戒」〔私は輝かしい栄誉を受け、いまだご恩返しもできませぬうちに、かえって罪過によって、みずからお叱りとお怒りを招いてしまい、当然死刑に処せられ、国家のみせしめにされるのが、分相応でございました〕

⑨と⑩の例は、「分當○○」という形になるべきだが、⑨

の「分受屠滅」は四字句にするために「當」を省略したものである。⑩の如くに表現されるべきものであろう。

以上の⑤～⑩の例は、(1)の「関係・間柄」を表す「分」を含みながらも、後に紹介する森三樹三郎氏の言う「名分」「名実」の「分」でもある。つまり「その人間関係や職位あるいは行為に対応した分け前・割りあて」の意味であり、「義務や責任あるいは生死の帰結」を「分」は包含している。それらの「分」には共通する「根底義」があり、分割(分節)されたモノの一つを「分かち持つ」ともいうべき意味合いで、義務や責任などを「分かち合う(こと)」である。つまり、「互いに義務や責任を受け持つ」ことであり、「もやい」であり、現代日本語で言えば、さしずめ「シェアする」であろう。しかし、「分」には(1)や(2)の含意を越え、「情愛」や「恩義」、「課題の分有」等を含んで用いられた場合がある。次の(3)のような諸例である。

(3) 「結分」「推分」「分義」「分厚」など

#### A 「結分合好」

⑪ 卷七臧洪傳「袁紹見(臧)洪、又奇重之、與結分合好」(袁紹は臧洪と会見して、やはり彼を評価して尊重し、友好関係を結んだのだった)

これはすでに史料②の説明の際に引用したが、「與結分合好」は「ともに分を結び、好みを合す」と読むのである。「結分」とあるからには、「分を結ぶ」つまり「関係に由来する義務・責任を二人で担うことを承認し合う」という意味ではないのか。「合好」はもちろん友好関係を打ち立てる意味にちがいない。つまりこの場合の「結分」は、袁紹や臧洪らの周辺の人間関係によくある「任侠的結合」に近い友誼の関係とともに、そこから生じる二人を拘束する責任や義務の確認をともなった結合関係を指し示していると解せられる。卷十荀彧伝に、

(荀)彧曰(郭)貢與(張)邈等、分非素結也、今來速、計必未定。

とあり、「郭貢と張邈らは、立場上平素から結託していたはずはない。いまいち早くやってきたのは、謀りごとがまだ決まっていないからにちがいない」と訳出されている。荀彧伝によれば、張邈が結んでいたのは陳宮と呂布で、豫州刺史の郭貢との関係ははっきりしない。郭貢が数万の軍を率いて荀彧の陣営にやってきたその「今来速」の理由はよくは解らないのだが、郭貢が荀彧に会って話をしたいと申し出たことをもとに、張邈らと郭貢とが以前から深くつながっているとは考えられず、現時点における張邈らと郭貢の連合による軍事的脅威はないと荀彧は判断したのであろう。この史料は、強固な結合関係がずっと以前から郭貢と張邈の間に実現していたわけではないこと、つまり「結分関係」と一時的な同盟関係とは異なることを示しているのである。

なお、袁紹と臧洪の関係について、『後漢書』臧洪伝では、「袁紹見洪、甚奇之、與結友好」となっている。『三国志』の「結分合好」が『後漢書』では「結友好」となっており、単に「友好関係を結んだ」の意と解さざるを得ない。つまり、「分」は「友」と置き換えることが可能のように見える。同様のことは、後に史料⑮の「分義」の項でも触れるが、『後漢書』は「友」、裴松之注引の『先賢行狀』では「分義」と

なっていて、『後漢書』と『三国志』とでは書法に相違がある。

このようにみえてくると、「友好」や「結好」と「結分」にそれほど違いはないように一見みえるのだが、「友」とか「好」とかの交友関係を表す語よりも、これまでの検討の如く、「分」の方がより深い意味を帯びていると言わざるを得ない。しかしながら、『後漢書』では「友」とか「好」といって、『三国志』では「分」を用いるのは何故なのか、という疑問は現在のところ解けてはいない。

⑫ 卷四七孫權傳（赤烏元年）有詔責數諸葛瑾・步騭・朱然・呂岱等曰……且布衣韋帶、相與交結、分成好合、尚汚垢不異。今日諸君與孤從事、雖君臣義存、猶謂骨肉不復是過」（それに、また、まだ身分のなかつたときに、互いに交わりを結び意気投合した者は、たとえ相手が世間から蔑視されるような境遇におちいったとしても、心を変えらることはせぬものだ。今日、諸君は私とともに天下統一の仕事に従事しており、君臣の関係にあるとはいえ、肉親にも勝る親密なあいだがらなのである）

「相與交結、分成好合」は「相いともに交結し、分は成り好は合す」と読むべきか。「交結」の「結」の目的語として

次句の「分」があり、それが「成」ることによって「好を合する」ことが可能となった、の意であろう。ここの「分」には「課題の分有」が含意されていることは容易に読み取れる。

## B 「推結分好」（「推分而結好」）

⑬ 卷四六孫策傳注引江表傳（孫）堅爲朱儁所表、爲佐軍、留家著壽春。（孫）策年十餘歲、已交結知名、聲譽發聞。有周瑜者、與策同年、亦英達夙成、聞策聲聞、自舒來造焉。便推結分好、義同斷金。勸策徙居舒、策從之」（孫策の評判を聞いた周瑜は、舒からやって来て孫策を訪れ、たちまち二人は相手を認め合つて友情を結び、二人の友情の堅さは金属をも断ち切るばかりであった）

この史料の「推結分好」については、『資治通鑑』卷六一（漢紀五三）「獻帝興平元年条」に、

（孫）策年十餘歲、已交結知名。舒人周瑜與策同年、亦

英達夙成、聞策聲聞、自舒來造焉、便推結分好、勸策徙居舒、策從之。

とあり、「推結分好」に胡三省が「推分而結好也」と注している。「推結分好」を（筑摩訳）では胡三省に従い、「相手を認め合つて友情を結び」となっている。「推分而結好」と読んだ場合、ここの「推分」はどのように解すべきであろうか。はなはだ難解である。

「推分」について『漢語大詞典』を参照すると、『晋書』「王導伝」の「及劉隗用事、（王）導漸疏遠、任真推分、澹如也」を引用し、「推分」の意味を「謂守分自安」とする。『大漢和辞典』では「己の分限を推し量つて、それに安んずる」と解する。筆者は、『晋書』「王導伝」の「推分」は、「現在の政治状況における自分の位置、劉隗ら権力者との政治的關係を推し量り」の意味ではないかと思う。つまりここの「分」は、「人間関係・交友関係の様態からくる自己の位置や爲すべきこと」を指しているのではないか。孫策と周瑜の場合、廬江の名家出身の周瑜と、ようやく頭角を現してきた孫堅の息子孫策、すでに激動しつつある江南社会の今後に対して志をもたなければならぬ若者同士が、二人のそれぞれの

立場に応じた責任を自覚し、相互の協力関係を誓い合う（結好）、という意味にここでは解しておきたい。「推」は「度かる・知る」の意であり、たがいの立場にともなう責任や義務、将来に向けての志向を相互に理解し合う、の意から、『筑摩訳』も「相手を認め合つて」と訳解したのであろう。

「結好」について言う、「よしみを結ぶ、近づきになる、近づき親しむ」の意味で、『周礼』春官典瑞の「琬圭以治德、以結好」や『後漢書』劉焉伝の「劉璋因遣別駕從事張松派遣詣（曹）操而操不相接礼、松懷恨而還。勸璋絶曹氏、而結好劉備」の例がある。

### C 「分好」

⑭ 卷五二歩騭傳「至於三君分好、卒無虧損、豈非古人交友哉」〔三君の友情で結ばれた関係のほうは、こんなことで欠けたりすることがなかったのは、古人の敦い交わりのそのままの再現であつたのではなからうか〕

ここで一つ注意すべきは、朱起鳳『辭通』が「交好」「友好」「分好」の三語を挙げ、「按、交友両字漢隸形相混、石交

亦作石友、是其例也、交字作分、草書形近而訛」と指摘している。つまり「交好」「友好」「分好」の三語は「交好」か「友好」に収斂すべきであり、「分好」は「交好」の「訛」である、と言っている。その可能性も否定できないが、あるいはこの「分好」は「推分結好」の省略形かとも思われる。なお、史料⑫にみえる「相與交結、分成好合」について、『辭通』に謂う「分↓交」にしたがつて「相與交結、交成好合」とする可能性はないと判断される。

### D 「分義」

⑮ 卷十三鍾繇傳注引先賢行狀「鍾皓・・・爲郡功曹。時太丘長陳寔爲西門亭長、皓深獨敬異。寔少皓十七歲、常禮待與同分義」〔陳寔は鍾皓より十七歳若かつたが、（鍾皓は）つねに礼を尽くしてもてなし、彼と友情をわかちあふこととなつた〕

先述の如く、『後漢書』鍾皓伝では「同郡陳寔年不及皓、皓引與爲友」とあつて、「分」を用いない。

⑬ 卷十三華歆傳「(華)歆謂(孫)權曰、將軍奉王命、始交好曹公、分義未固、使僕得爲將軍効心、豈不有益乎」  
〔華歆は孫權に向つて述べた。「將軍は王命をかしこみ、曹公とよしみを通じたばかりで、たがいの交情もまだ固まってはおりません。僕が將軍のために心を尽くせるようにして下されば、有益かと思ひます」〕

この条では、「交好」と「分義」は異なるものであることをうかがわせる。「筑摩訳」の「たがいの交情もまだ固まっていない」という「交情」に微かに示されるような、単なる「交好」関係よりもっと深い関係に「分義」はまだできあがっていない、の意味であろう。

⑭ 卷四七孫權傳注引魏略「及文帝即王位、權乃遣(浩)周、爲賤魏王曰、……又曰、……權世受寵遇、分義深篤、今日之事、永執一心、惟察懷懷、重垂合覆」〔私孫權は、世々厚いご寵愛を賜わり、深いご恩義関係をお結びいただいて、ただいま私が務めますべきは、とわに誠の心をもつてお仕えいたすことでございます〕

「分義深篤」を「筑摩訳」が「深いご恩義関係」と訳出するのは理由があり、魏王宛の賤で孫權は、先王の曹操時代以来の呉王への厚遇に深謝しているのである。二国の指導者の単なる外交辞令であれば、「分義」は使用されなかったのではないかと思われる。そこには孫權側からの駆け引きも含まれた、魏朝の恩遇に対する謝意の表出を含んだ表現として「分義深篤」が用いられていると見なすべきで、とすれば、「分義」とは単なる「友好」よりも重いことばとなる。

⑮ 卷四七孫權傳「又孤與君分義特異、榮戚實同來」〔加うるに、私とあなたとは、他人行儀の間柄ではない。喜びも悲しみもすべてともにしてきた〕

ここに言う「君」は陸遜のことである。孫權は兄孫策の女を陸遜に娶らせたのだが、そういう関係を「分義特異」と言っているわけである。

「分義」の解釈としては、『荀子』「強國」の「礼学則修、分義則明」の楊倞注に「分、謂上下有分、義、謂各得其宜」とあるように「上下の分をよく遵守する」の意味もあるが、⑯の「分義」はすべて、『北齊書』卷十八司馬子如伝にある

子如少機警、有口辯、好交遊豪傑、與高祖相結託、分義甚深。

の「分義」に共通していよう。

## E 「恩深分厚」

⑱ 卷七臧洪傳「僕小人也、本因行役、寇竊大州、恩深分厚」〔私はつまらぬ人間でございまして、もともと使者として当地にまいった因縁から、大きな州（青州）を分不相応にも治めさせていただき、こうむったご恩は深く、待遇は手厚かったのです〕

ここでの臧洪の発言は、袁紹が陳琳に手紙を書かせ臧洪を恩義に背いたと非難させたことに対する回答なのであるが、先の「結分」の解釈からすると、ここは「筑摩訳」のように「待遇」とはせず、「恩義」に見合う信頼・友誼の関係が厚かった、とすべきではないか。

## (4) 「分爲篤友」「分過友生」の分

冒頭の「分」の解釈で挙げたこの二つの例は理解しにくいものである。単純に(1)の「関係・間柄」の意にとり、「その関係は篤友である」「その間柄は友人以上のものである」という程度にこの「分」を解釈することもできるのかも知れない。しかし(2)の義務や義理、(3)の情愛や恩義、課題の分有の「分」をも包含したうえで「深い関係」の意に解釈すべきであるように思う。<sup>5)</sup>

以上の検討から、「分」とは、当時の人にとって以下のよ  
うな意味合いにおいて用いられていたのではないか。つまり、  
「政治・社会的な関係の認識、関係を支え合い・分担する」と  
いう合意や協力の意識、課題解決への責任や道義性、人的結  
合関係における友愛性<sup>6)</sup>である。それは、先の(1)の  
(4)の分類の中で、(1)の「関係」にはじまり、(2)の  
「責任」や「義務」を表す「分」に展開し、(3)の「情愛」  
や「恩義」、「課題の分有」を示す「分」にも浸透し、そして  
史料⑱や⑲の「分義」や「分厚」に至り、究極的には史料②  
の「分爲篤友」や曹植の「分過友生」にまで昇華していく、

といった態のものであると見なすことができるのではないか。

「分」の意味の一つに、「均しく分ける・分担する・担う・負う」というものがあり、出典としては『春秋左氏伝』「僖公元年」の「救患分災」が挙げられる。「困難や課題を分かち合う」という了解が複数の人間の間で結ばれることが、「分爲篤友」とか「分過友生」という表現を支えているのであろう。そうした関係は三国時代のような対立と混乱の激しい時代には切に求められるものであった。三国時代には任侠的结合が盛んとなるが、そういう関係においては「然諾を重んず」とか「人は己を知る者のために死す」といった、互いを認め合い、尊重し合う、という気分が濃厚にあり、「人の危難に赴く」という友愛行動も顕著である。かかる関係を「分」の語で以て表現しようとしているのであろう。

つまり、「分」は「共」や「協」のように「持ち寄る・合わせる」ではなく、あるものを「分ける・分かつ」ことで「分け前・割りあて」をあらわす。言い換えれば全体のある部分を占めることから、その部分に自己の「権利・利益」を有し、それと裏腹に全体への「義務・義理」を引き受ける、そういう形で「共(協)同性」も生ずるのではないか。

本稿の冒頭で述べた現代中国語の「縁分」「情分」も、主

たる意味は「縁」や「情」にあるとしても、二人あるいは複数の人間関係における「心情の分かち合い」を「分」が表していると考えれば、それなりに納得がいくのではなからうか。

## 二「名分」と「名節」

「名分」と「名節」について考えるにあたり、拙稿「東漢名節考」で述べたことを簡単に整理しておきたい。

趙翼はその著『二十二史劄記』(巻五)において、後漢時代には士人の「名節」行動が盛行したことを指摘しているが、そうした「名節」盛行の要因として、趙翼以外の論者も含めると、①光武帝の節義奨励 ②選挙 ③孝の実践 ④任侠的気風の存在、などが挙げられている。その肝腎の「名節」が何を指しているかについては、もろもろの見解があり、箇条にすると以下のようなになる。

①辞海・字源・漢語大詞典・諸橋大漢和辞典・広辞苑はすべて「名と節」と解し「名譽と節操」のことだと考える。後に紹介する森三樹三郎氏の見解も同様である。

② 本田濟「東漢の名節」(『東洋の文化と思想』二編一九五二年)はこれを「名の節」と解し、「名教的な操行」と考えた。「名教」とは六朝期の儒教の別名のこと。

③ 拙稿は「名に対する節」と読み、「名」は「名実の名」で、君臣・父子兄弟その他の社会的な存在名称。「節」とは「操行」というよりも「欲望をある範囲内に抑制すること」、「一人の人間が生きる際に現前する思考・判断・行為の可能的多様性の中から、その人の社会的立場(つまり「名」に応じた思考・判断・行為の方向性や範囲を区切り、それに従って生きることが『節』的な態度)であり、節義の実践によって「名声の名」も生じる。

中国史における「名分」については、森三樹三郎氏の参照すべき見解がある。<sup>6)</sup>以下箇条にして示すと、

○「論語に「君君たり、臣臣たり、父父たり、子子たり」という孔子の言葉がみえる(顔淵篇)。このばあい、君という名にたいしては君としての分があり、臣という名に対しては臣としての分がある、というのが名分の思想」(三二一頁)

○「分とはなにか、『分けまえ』ということであり、あるいは『割りあて』であるといってもよい。・・・したがって名分とは、いかえれば名実のことである。・・・名分を正すということは、名にふさわしい分、すなわち実を要求することである。」(三一頁)

○名分が古くから儒家特有の語であるとされることがあり、それは『莊子』の「春秋はもって名分をいう」(天下篇)から生まれた誤解。しかし『春秋』には名分の語は一度も使われていないばかりか、儒家の經典には見えない。どころか漢から宋にいたる一千年にわたっても、儒家の立場にあるものが名分という語を用いた例は発見されない。名分の語は、儒家以外の戦国の諸子百家の書に見える。

(三二二頁)

○孔子をはじめ、孟子や荀子においても名分とは言わなかった。儒家はなぜ名分という語を用いなかったのか。名分という語を最初に使ったのは、おそらく法家で、儒家は身分秩序の維持を重要と認めながら、あえて名分の語を使わなかったのは、それが法家色の強い語であったため。(三七頁)

○儒家において、名分に重要な位置を与えたのは、おそらく

北宋の司馬光。のち南宋の朱子において名分が重んぜられ、名にふさわしい分を求める名分論は儒学の中で大きな比重をもつようになった。南北朝時代以降の日本の儒学にも宋学の名分論を受けついでものが多い。(三八頁)

以上の森氏の「名分」に関わる儒学史をふまえての広闊な説明は、以下の検討においても大いに参考になるのだが、それでは漢六朝期の儒家において「名分」に代わって用いられていた語は何であるかと言うと、例えば『漢書』『後漢書』『三国志』の三史や儒家の書では「名実」が用いられており、『論衡』や『潜夫論』でも少ないとはいえ「名実」は用いられているけれども「名分」が見当たらない。少し時代が下るが、顔之推の『顔氏家訓』には「名実篇」が存在する<sup>7)</sup>。従って漢代から六朝時代には、儒家は「名分」を「名実」と称していたであろうと認めてもよいのだが、それでは「名節」はそれとはまったく無関係な語として存在していたのだろうか。

本稿での問題関心である「名分」の「分」の語義について言えば、森氏の説明は、「分」とは「分けまえ・割りあて」であり、「名」にふさわしい「実」を要求するのが儒家にお

ける「名分＝名実」の思想だということになる。第一節における「分」の分析結果からすれば、「名分」の「分」はある人間関係を前提にした「責任」や「義務」を表すことになる。「名の分」というこの人間世界の中のある分割された立場や官職などの「名」に付随する「義務」つまり「義」が「分」に相当することになる。「君臣之分」を「君臣之義」と言い換えたりする場合もある。普通「名分」という場合、名に対する「わけまえ・わりあて」である「分」の内容として、人間の倫理的態度に関する場合、特に漢代では「義」が重んぜられた。佐竹靖彦氏によると、董仲舒が君主絶対化の論理として、「義を人の心中に存在する天理」と解したため「各人は、その君主に代表される社会秩序への帰属の原理＝義を、その主観の中に、能動的にもたねばならない受動的存在となった。ここに公羊学の観念的な義一元論が完成し」、「後漢から三国のころにかけて義がいわゆる忠義の意をもって頻用された」と指摘している。<sup>8)</sup>『潜夫論』『潜歎』に「列士之所以建節者義也」とあり、「節を建てる」根底にあるのは「義の観念」といえるようである。

名分の「分」は「割りあて」とされるが、「君臣之分」の場合、臣下はその義務である「忠」を果たすことが「君臣之

分」に適うのであって、『潜夫論』にもあるように、義の觀念から導かれる節義行為こそが「名分」に適うことになる。つまり「名分＝名節」であって、「名分」と「名節」は意味的には重なり、節と分は通用されていたが、「分」は客観的な義務としての意味合いが強いのに対し、「節」は主体的、積極的な人間の心の在り方を表すというニュアンスの相違がある。『後漢書』には「君臣之分」「人臣之分」「名分」の語がないという理由を考えた場合、後漢時代には「分」よりも「節」が強調され、あえて言えば、法家等の刑名や名分の思想は、客観的基準＝法でもって人間の行動を他律するのに対し、儒家においては「義の觀念」による人間の自主性・自律性に期待することから、後漢時代には、「名分」に代わって「名節」という語が用いられることになったのではないかと考えられてくる。つまり特に後漢時代には、「名分」の代用語として「名節」が用いられた面のあったことを示しているのではないか。『漢書』『後漢書』『三国志』にはもとより「名分」の語はないが、「名節」の語は管見の限りでは『漢書』に二例、『後漢書』に五例、『三国志』に五例あり、前漢末から三国時代にかけて比較的よく用いられた評価の語であることがわかる。

さて、その「名節」と『三国志』に見える「分」との関係はどのように考えればよろしいか。簡単に言えば、名節の語を「名に対する節」と解する本稿の立場からすれば、「分＝節」が導かれざるを得ない。なんとすれば、「名」という社会的存在名称からくる「社会的関係性」こそが「名分の分」や「名節の節」の根底にあり、それらは「関係性の中でのあるべき在り様」とでも言うべき心的態度を「義の觀念」によって強制されているからである。漢代から六朝にかけての儒家の「名分」に代わる語は「名実」ではあったが、特に儒家的な倫理的行為に対しては、「名節」が名分（名実）に代わって用いられた、ということになろう。

趙翼が指摘した「東漢尚名節」の「名節」に関する本稿の「名節＝名分」という把握は、森氏の「名節＝名譽と節操」とはもちろん異なる。しかし本田氏の「名の節」つまり「名教的な操行」なる解釈は、卓説と親近性がある。「名教」が六朝期の儒教を指す語であることは諸家の間では一致している。後漢代の士人たちの儒家的操行を競う風を「東漢尚名節」が示しているとも解釈でき、そうした風潮は、戦乱期の人と人との結びつきの保証を重視する三国時代の士人たちの精神にとっても「名分＝名節」が重視され、晋南北朝にも継

承されていったと言えるのではなからうか。

## おわりに

本稿では、史料用語としての「分」の検討によって、当時の人々の心性を導き出す方法を試みたつもりである。制度史や社会経済史という歴史学の主たる方法的視角を以てしてもなお掴みきれない、歴史の舞台に生きていた人々の想い、歎び悲しみ、これらを歴史学の中で把握し表現することは、歴史学の主題からはずれるのかも知れない。歴史文学の役割ともいえないことはない。史料の文学的解釈、場合によっては著作者の想像力を駆使した解釈による歴史像の描出は控えるべきだというのが、歴史学を学び、研究する者の義務、本稿の語でいえば「分」であろう。その「分」を踰えることはもはや歴史学の論にはなり得ない、とは多くの歴史学徒の常識であろう。しかしながら、歴史的社會は人間個々人や集団によって構成され動かされる政治・社会・経済・文化などの各分野を多層的に含んだ一大構成体である。その構成体の仕組みや展開を叙述するのが歴史学だとすれば、歴史学の作業は人間の感情や心性さえも含みこんだ多層的構成体の構造と

表象に迫る方法をいくつも見つけていかなければならない。その一つが歴史的な言語による人々の心性や精神の解明であろう。

以上のような想いから、三国期の「分」の意味について考察してきたのだが、最後に唐代の均田制下において農民に班給される「分田」について一言触れておきたい。

『魏書』卷五三李安世伝に、『魏書』の著者魏収によって「高祖深納之、後均田之制起於此矣」と評された李安世の上奏文が載せられている。その中に「分」の語が三カ所に見える。

○「井税之興、其來日久、田萊之數、制之以限。蓋欲使土不曠功、民罔游力。雄擅之家、不獨膏腴之美、單陋之夫、又有頃畝之分」

○「今雖桑井難復、宜更均量、審其徑術、令分藝有準、力業相稱、細民獲資生之利、豪右靡餘地之盈」

○「又所爭之田、宜限年斷、事久難明、悉屬今主。然後虛妄之民、絕望於覬覦、守分之士、永免於凌奪」

「有頃畝之分」「令分藝有準」「守分之士」の三箇所で「分」

が用いられており、「頃畝之分」や「守分之士」は単なる「分割」の意味の「分」ではないと筆者は読む。

「分田」については、渡辺信一郎氏に「分田攷」なる見事な論文があり、<sup>10</sup>「分田」を国家的土地所有を前提とする農民の「私的土地占有権」によるものとする。おそらく渡辺氏の言うとおりなのだろうが、私はこれに対して、歴史の場に具體的に生きた人々の心性や精神も含めて叙述さるべき歴史学からすると、この「分田」は農民にとってある国家体制内における自らの生きる場であり、「義務」であり、「権利」でもある、そういう農民の国家や社会に対する「分」分かちもつこと」による田地でもあると考えられないか、と思いたいのである。社会科学的な規定性は渡辺氏の論究の通りである。ただ歴史の場に生きている個々の人間の心意にとっての「分田」の内実が問題である。国共内戦に入ったばかりの頃の土地革命を経て、「耕者有其田」として農民が自前で耕作した田地はまさしく「分田」であり、「農民それぞれが責任を持って国家のために耕作する田地」の謂なのではないか、農民は中国共産党による国家建設に参加する気力をその時大いに発揚したのではないか、と思う。

農民の側からすれば、自らの家族を養う手段としての土地

を手に入れることができるということで、国家への奉仕、社会への参加などの明確な意識はなかったかも知れない。しかし井田制や王田制の伝統を持つ中国の統治者としては、単に農民に土地を「分与」してそこから剰余生産物を収奪するというのではなく、農民によって分かち持たれた土地を媒介にして、彼らの労働力を国家や社会のために生かしていく方策として「分田」を捉えていたのではないか。中国史上における「均田の理念」には、そういう意識が隠されていたのではないだろうか。

## 注

(1) 「身分」についての日本史家の解説として、朝尾直弘「身分についてのノート」(『文学』五二巻七号「文学のひろば」岩波書店一九八四年八月、のち『朝尾直弘著作集 第七巻 身分制社会論』岩波書店二〇〇四年二月所収)を参照した。それによると、「身分」の語は、中世においては一般に使われず、近世に固有のしかも後期になって普及したことであったようである。中国語の「分」や、宋学を受容と共に入ってくる「大義名分」論との関わりで、日本語としての「分限」「職分」「士分」などの「分」にまつわる語の成立を検討するのも興味ある課題である。

(2) 拙稿「東漢名節考」(『古代文化』四二巻三号一九九〇年)

(3) 『三國志』における「職分」の例を挙げると、卷三五諸葛亮伝に「今南方已定、兵甲已足・・興復漢室、還于舊都、此臣所以報先帝而忠陛下之職分也」とある。

(4) 分ち合う「分」に関連して、日本の任侠社会における「兄弟分」について触れておく。東映映画『緋牡丹博徒』（一九六八年）の中に、藤純子と若山富三郎（熊虎親分）が兄弟の固めをする手打ちの式の神棚の右側に、「兄弟縁固誓盆熊坂虎吉六分、矢野龍子四分」と大書したシーンがある。「兄弟分」というのは、五分五分の場合が多かっただろうが、このように格によって四・六、あるいは三・七の場合もあるだろうことを示したもので、日本の任侠に関する研究によって確認する必要がある。日本における任侠的結合関係の在り様から推測して、「分」を「ある課題共有関係や友愛関係に対する、それらを支える責任や分担の義務」と考えたと、『三國志』の中の「分」の「分ちち持つ」関係の意味もうまく解ける可能性がある。

(5) 趙幼文『曹植集校注』（人民文学出版社一九八四年）では、「分過友生」に対して、「分猶志也。《毛詩序》曰、『在心爲志、發言爲詩。』則志猶今語感情之意。友生、朋友」と注解している。

(6) 森三樹三郎『名』と「恥」の文化―中国人と日本人―（講談社現代新書一九七一年）

(7) 『顔氏家訓』『名実第十』で論じられている「名実」は、「名声と実像」とでもいうべきもので、「名に対するあるべき実」としての「名分」に必ずしも合致しないけれども、「名にふさわしい分＝実を要求する」という「名分の思想」から外れていくわけではない。

(8) 佐竹靖彦「義の觀念の社会的展開について」（『史林』第五六卷第三号 一九七三年）

(9) 「名節」と記されていないが『後漢書』・『三國志』とも「節義之士」に関わる表現は多い。例えば『後漢書』独行伝趙苞の条の、母を賊の人質に取られた趙苞が「昔爲母子、今爲王臣、義不得顧私恩毀忠節」と言って、孝と忠の狭間で悶死したという話。『三國志』にも、卷六劉表伝注引『傅子』に韓嵩の言として「夫事君爲君、君臣名定、以死守之」とか、有名な諸葛亮の「出師表」に「侍中高書長史參軍、此悉貞良死節之臣、願陛下親之信之、則漢室之隆、可計日而待也」とあり、「節義」に関する多様な表現があつて、枚挙に遑がない。

(10) 渡辺信一郎「分田攷―国家的土地所有のイデオロギー―」（中国史研究会編『中国史像の再構成―国家と農民―』文理閣、一九八三年所収のち同氏著『中国古代社会論』青木書店一九八六年の第三章に「分田農民論」として収める）。なお、渡辺氏の近著『中国の歴史① 中華の成立 唐代まで』（岩波新書二〇一九年十一月）においては、従来の「均田制」の語を「均田之制」とか「唐代給田制」と言い換え、意味的にも爵制などの「差等にもとづく給田制の体系」としており、「分田」の語はほとんど用いられていない。しかし考えようによっては、「給田」＝「分田」と解してもよく、その「給」の対象が農民だけではなく、官人等に拡大されたという意味では、小論での「分」の国家の存立に果たした意義はより強められるとも考えられる。

（ひがし しんじ 三重大学名誉教授）

